

令和6年度

# 学 校 案 内

(入学説明会用)



名古屋市立千鳥丘中学校

名古屋市緑区鳴海町字山ノ神108  
TEL 891-8601

## 校訓「集・学・伸」

「集 う」 一人の力は弱くても、みんなで協力し合えば大きな力になります。  
知恵と力を出し合いましょう。

「学 ぶ」 視野を広く、心を豊かにすることが大切です。  
広く深い教養を身につけましょう。

「伸びる」 人は無限の可能性をもっています。  
困難から逃げないで前向きに挑戦してみましょう。

## 学校教育の努力点（令和5年度）

自分らしさを表現することができる生徒の育成  
～「チーム千鳥丘」の組織力を活用して～

## 校名の由来

本校西方の三王山に、市の文化財に指定されている「千鳥塚」という芭蕉の直筆の石碑があります。文化的に由緒あるこの地に建てられたので、校名が「千鳥丘」と名付けられました。

## 校章の由来

本校の学区は、片平学区と浦里学区とからなっています。  
上の丘は、片平学区の丘陵地を、  
中の千鳥は、校名の千鳥であり、  
同時に浦里学区の鳴海潟に飛びかった千鳥を、  
千鳥の周りの緑色は緑区を、  
下の波型は、浦里学区の干潟の波を、  
それぞれ表しています。



なお、この校章は、生徒、職員、保護者を中心に公募したものの中から選ばれたもので、  
当時2年生に在学していた生徒の保護者のデザインによるものです。

# I 中学校生活（令和5年度）

## (1) 日課

|      | 50分授業(A帯)     | 45分授業(B帯)     |
|------|---------------|---------------|
| 短学活  | 8:30 ~ 8:40   | 8:30 ~ 8:40   |
| 第1時限 | 8:45 ~ 9:35   | 8:45 ~ 9:30   |
| 第2時限 | 9:45 ~ 10:35  | 9:40 ~ 10:25  |
| 第3時限 | 10:45 ~ 11:35 | 10:35 ~ 11:20 |
| 第4時限 | 11:45 ~ 12:35 | 11:30 ~ 12:15 |
| 昼食   | 12:35 ~ 13:00 | 12:15 ~ 12:40 |
| 昼放課  | 13:00 ~ 13:10 | 12:40 ~ 12:50 |
| 第5時限 | 13:15 ~ 14:05 | 12:55 ~ 13:40 |
| 第6時限 | 14:15 ~ 15:05 | 13:50 ~ 14:35 |
| 短学活  | 15:05 ~ 15:20 | 14:35 ~ 14:50 |
| 清掃活動 | 15:20 ~ 15:35 | 14:50 ~ 15:05 |

※ 8時25分までに登校します。  
(門は8時20分までに通りましょう。)

※ 生徒議会や委員会等がある場合、45分授業になります。

※ 昼食は、スクールランチが利用できます。

※ 木曜日は、5時限で授業が終わります。

## (2) 1年生の授業時数(週単位) ※( )内はFG組

| 必修教科の授業時数 |          |          |          |            |            |          |          |          | 道徳       | 総合学習       | 特別活動     | 自立活動     | 合計 |
|-----------|----------|----------|----------|------------|------------|----------|----------|----------|----------|------------|----------|----------|----|
| 国語        | 社会       | 数学       | 理科       | 音楽         | 美術         | 保健体育     | 技術家庭     | 英語       |          |            |          |          |    |
| 4<br>(4)  | 3<br>(2) | 4<br>(4) | 3<br>(1) | 1.3<br>(2) | 1.3<br>(2) | 3<br>(3) | 2<br>(4) | 4<br>(2) | 1<br>(1) | 1.4<br>(2) | 1<br>(1) | 0<br>(1) | 29 |

## (3) 学習

1・2年生は、前期・後期制を導入し、定期テストを前期2回、後期2回の4回実施、3年生は、3学期制に合わせて、定期テストを年間5回実施しています。学習評価については、各定期テストでの評価だけでなく、授業中の活動の様子や振り返り、単元ごとのテストなど、日頃の学習への取組の様子を大切にしています。

## (4) 生徒会活動

生徒の自主的な活動として、委員会活動(生活、保健、図書、美化)や生徒会主催の行事などが活発に行われています。

## (5) 部活動

下記の部活動が現在活動しています。 ※ 令和6年1月現在

### 【運動系】

男女 バスケットボール ・ 陸上競技 ・ 水泳 ・ サッカー  
女子 バレーボール ・ ソフトテニス

### 【文化系】

男女 和太鼓 ・ 茶道 ・ 美術

※ 部活動は、「希望者」によって活動します。入学後、見学及び体験入部の期間をおいてから正式に入部の手続きをして活動に入ります。なお、4月下旬頃、部活動保護者会を開催し、活動の内容や方針、活動する上での約束事などについて説明します。

## 2 生活のきまり

(1) 服装等について（以下は、令和6年度入学者用の内容になります。）

| 制服（通学服） | ※ 次のような標準服を着用します。                                   | 参考価格                       |
|---------|-----------------------------------------------------|----------------------------|
| ブレザー    | 学校指定のもの（学校指定のボタンを付ける）                               | 21,500円                    |
| ボトムス    | 学校指定のもの（スラックス または スカート）                             | 12,000円                    |
| 長袖のシャツ類 | 無地の白色ニットシャツ（カッターシャツ）<br>または無地の白色ポロシャツ               | 3,740円                     |
| 半袖のシャツ  | 学校指定のもの                                             |                            |
| 肌 着     | 制服からはみ出ないもの（必ず着用する）                                 |                            |
| 通学靴     | 登下校や体育の授業等、活動に適した運動靴<br>※ 雨天時は、長靴を使用してもよい。          |                            |
| 靴 下     | 登下校や体育の授業等、活動に適したもの<br>※ 防寒目的で、タイツやストッキング等を着用してもよい。 |                            |
| 通学鞆     | 学校指定のもの（通称『千鳥バッグ』）                                  | 8,530円                     |
| 上履きスリッパ | 学校指定のもの 学年指定色（新1年：青色）                               | 1,890円                     |
| 体育館シューズ | 学校指定のもの（青色ライン）                                      | 3,150円                     |
| 体育時の服装  | 学校指定のジャージ（上・下）※ 上下別でも購入できます。<br>ハーフパンツ<br>半袖シャツ     | 9,200円<br>2,950円<br>2,200円 |

※ 「参考価格」は、あくまでも目安の値段です。詳細は各販売業者にお問い合わせください。

※ 入学式までに、上記のものを用意しておいてください。また、制服をはじめとする上記のものは、次の販売店にて購入できます。

### <販売店>

しみずや（鳴子町4-64-1 Tel896-9702） アオマツヤ（鳴海町本町83 Tel621-0255）  
やまこう（六田1-16-1 Tel624-4590） 小島洋品店（籠山2-1308 Tel876-7213）

※ ブレザー制服の採用校が増えている状況のため、販売店への納品遅れが生じる可能性があります。できるだけ早めに、販売店にて制服の採寸をしてください。

※ 名札は入学後に学級で配付し、校内のみで使用します。名札は各教室で保管します。

※ 教材・教具などは、入学後、購入時期をお知らせします。

## (2) 頭髪について

- 活動に適した頭髪にしてください。
- 清潔感のある頭髪にしてください。

## (3) その他

- 金銭等の貴重品や学校生活に不必要なものは持ってこないでください。
- 学校における熱中症グッズなどの暑さ対策は、改めて指導を行います。
- 自分のものには必ず記名し、自己管理を徹底してください。

### 3 主な学校行事（令和5年度）

※ 令和5年度の実績及び年度当初に立てた行事予定計画を組み合わせ掲載してあります。

| 1 学 期 |                                                         | 2 学 期 |                                                 | 3 学 期 |                                                  |
|-------|---------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------|-------|--------------------------------------------------|
| 4月    | 始業式 入学式<br>PTA総会<br>学級懇談会<br>部活動保護者会                    | 9月    | 始業式<br>1・2年第②回定期テスト<br>3年第3回定期テスト<br>稲武野外学習(2年) | 1月    | 始業式<br>3年第5回定期テスト<br>職場体験学習(2年)<br>個人懇談会(3年)     |
| 5月    | 3年第1回定期テスト<br>体育大会                                      | 10月   | 1・2年通知表配付<br>学校開放日<br>合唱コンクール                   | 2月    | 1・2年第④回定期テスト<br>3年生を送る会                          |
| 6月    | 修学旅行(3年)<br>学校開放日<br>教育相談<br>1・2年第①回定期テスト<br>3年第2回定期テスト | 11月   | 個人懇談会(3年)<br>教育相談<br>1・2年第③回定期テスト<br>3年第4回定期テスト | 3月    | 卒業式<br>学校開放日<br>校外学習(1年)<br>修了式<br>(1・2・3年通知表配付) |
| 7月    | 個人懇談会<br>終業式(3年通知表配付)                                   | 12月   | 個人懇談会<br>終業式(3年通知表配付)                           |       |                                                  |

### 4 スクールランチと集金について

#### (1) スクールランチについて

別紙「スクールランチ（名古屋市教育委員会発行）」を参照してください。

##### 【補足事項】

- ・ 食費は各メニュー1食320円です。ただし、牛乳代は別途集金します。なお、カードとマークシートを使った予約制です。（希望者のみ）
- ・ 弁当を持参してもかまいません。
- ・ 購入方法等については、入学後、お子様を通してお伝えします。

#### (2) 集金について

- 本校では、ほとんどの集金を郵便局の「口座引き落とし」で処理しています。
- 必要事項を記入した郵便局の「自動払込利用申込書」を、2月末日までに通帳とともに郵便局へご持参いただき、手続きを行ってください。
  - ※ 「ご契約者氏名」欄には、別紙記入例のように、「1年 氏名」を記入してください。
  - ※ 「お届け印」欄には、通帳のお届け印を押印してください。
- 郵便局の「総合通帳」をお持ちでない方は、郵便局で「総合通帳口座」をつくってください。

### 5 保護者の方へのお願い

- お子様の健康状態やご家庭の事情など、入学前に学校に伝えておきたいことがありましたら、教務主任（宇佐美）までご連絡ください。
- 入学に関することでご不明な点があれば、教頭（小川）または教務主任（宇佐美）までご連絡ください。（891-8601）
- 私立中学に入学を予定されているご家庭は、できるだけ早めに本校と区役所にご連絡ください。
- 6年生保護者の方を対象に学校開放日を予定しています。〔3月8日（金）午前中〕校内・授業の様子をご覧ください。

## 6 入学式について

(1) 日 時 令和6年4月9日(火) 9時20分～

(2) 場 所 千鳥丘中学校 体育館

(3) 日 程

8：30 保護者受付開始

- ・ 受付にて就学通知書を提出してください。

8：45 登校完了

- ・ 当日西通用門付近で学級を発表します。確認後、北校舎東土間の下駄箱に靴を入れ、3階の教室に入り、指定された場所に着席してください。(特別支援学級は本館1階の教室になります。)
- ・ 保護者の方は体育館にお入りください。

9：20 入学式

- ・ 式終了後、学級担任の紹介を予定しています。

10：00 新入生退場

- ・ 新入生は、退場後、教室で学級担任による指導があります。
- ・ 保護者の方は、体育館で諸連絡等を行った後、解散となります。

10：55 下校予定

(4) 当日の持ち物

千鳥バック ・ 体育館シューズ ・ 上履きスリッパ ・ 筆記用具

※ 保護者の方は、就学通知書を持参の上、受付にご提出ください。

なお、上履きもご持参ください。

※ 上記の持ち物には、必ず記名をしておいてください。

(5) その他

○ 当日、保護者の方は必ず付き添ってください。

○ 詳細につきましては、3月の小学校卒業式が近づいたところで、小学校を通じて連絡させていただきます。

なお、小学校卒業後、緊急の場合には、きずなネットにてメール配信する可能性がありますので、早めにご登録をお願いします。

○ 当日、やむを得ず遅刻や欠席をする場合は、必ず学校に電話をしてください。

(891-8601)

なお、あらかじめ分かっている場合は、入学式前日までに連絡をお願いします。

# 「中学校スクールランチ」について

## 1 スクールランチの概要及び費用

スクールランチは小学校のような給食のようにみんなが同じメニューを会食する方式ではなく、複数メニューの中から選択する方式となっています。

スクールランチとしての給食費は、1食あたり320円（令和5年度）となっており、ミルク代はお弁当を食べる場合も、スクールランチを食べる場合も別途必要となります。その他スクールランチの運営にかかる費用は、名古屋市が負担しております。

## 2 目標と特色

次のことを目標として実施しています。

- 自己の健康とそれに適した食生活を自主的に管理できる能力を育てる。
- 明るく落ちついた雰囲気のもとでくつろいだ会食をし、豊かな心を育てる。
- お互いを認め合い仲良く会食する中で、個を尊重した好ましい人間関係を育てる。

次のような特色があります。

- 複数メニューからの選択
- ランチルームや教室での会食
- 弁当と給食の併用

## 3 栄養バランスのとれたスクールランチ

中学生は心身ともに成長が著しく多くの栄養を必要とします。

スクールランチのメニューは、成長期に必要な栄養基準量に基づいて、中学生の嗜好や季節感にも留意し「楽しく おいしく バランスよく」という内容で、教育委員会の管理栄養士と小・中学校の栄養教諭によって作成されています。

スクールランチでは、エネルギーは中学生の1日に必要な量の1/3、鉄は40%、カルシウムは50%が摂取できるようになっています。

また、主菜と副菜がバランスよく入っており、主菜には肉や魚などを60～80g、副菜には野菜・海藻・きのこなどを120g程度使用しています。

メニューはランチルーム用として2種類（A Bメニュー）、教室用として2種類（C Dメニュー）があります。おかずは、衛生上の観点から冷却していますが、ランチルームのメニューでも、教室で食べるメニューでもカレーやどんぶりの具など一部のおかずは、温かくして提供されるものもあります。なお、ご飯についてはランチルームでも教室でも温かい状態で提供しています。

毎月、特別メニューを提供しています。名古屋市と姉妹・友好都市提携している都市にちなんだ献立を提供したり、学校給食週間の日には名古屋めしを提供したりしています。また、毎月新メニューがあり、サンドイッチや丼、麺類、煮物やソテーなどの幅広いメニューを提供しています。さらに毎月一献立ずつ、生徒から応募された献立も提供しています。

#### 4 スクールランチができるまで

##### (1) 調理

民間の工場で、安全面、衛生面に配慮して調理します。食中毒を防止するため、しっかりと加熱した後、おかずは一定温度まで急速に冷やします。

##### (2) 配送

調理したものを適切な温度管理により保冷車で各学校へ配送します。ご飯や汁物は、冷めないように保温コンテナ・食缶に入れ、温かい状態を保ちながら運ばれます。

##### (3) 配膳

各学校の配膳室で盛り付けなど給食の準備をし、昼食時に生徒への受け渡しを行います。

##### (4) 会食

ランチルームや教室で会食します。家庭から弁当を持参した場合も、スクールランチを購入した生徒と一緒に会食しています。

#### 5 スクールランチの予約方法等

スクールランチは事前に予約する必要があります。予約方法には2つの方法がありますが、予約忘れをしないために、マークシートによる予約方法を推奨しています。

##### (1) マークシートによる予約

1か月分まとめて予約する方法です。

前月中旬ごろ配布されるメニュー表を見て、申込期日までにマークシートに鉛筆で記入し、予約回数分の金額やランチカードを添えて申し込みます。

##### (2) 食券予約機による予約

事前にチャージをしたランチカードを使用して、予約機で日ごとにメニューを選択し、予約します。予約は、実施日の3日前（土・日・祝日を除く）まで可能ですが、予約機は一台のみであること（予約するために列ができてしまうこと）や締切直前の予約は予約忘れにつながるため、マークシートで予約できなかった場合などに使用します。

##### (3) 予約の取り消しについて

予約が確定する（実施日の3日前（土・日・祝日を除く）の13時30分）までは、予約の取り消しが可能です。取り消しを希望する際は、取り消し作業の都合もありますので、3日前の9時までに学校にご連絡をお願いします。

#### 6 弁当も栄養のバランスを考えて

成長期の中学生に必要な栄養素を補う弁当作りのコツは、「主食」、「主菜」、「副菜」をバランスよく組み合わせることです。「主食」は、ご飯・パン・麺類などで炭水化物の供給源になります。ご飯は200g～250gを目安にしましょう。「主菜」は魚・肉・豆・豆製品・卵などを使った料理で、たんぱく質の供給源になります。「副菜」は緑黄色野菜・その他の野菜・海藻・きのこなどを使った料理で、ビタミンや無機質を補います。120gを目安に入れてください。

お子様の好きなおかずだけを盛り合わせた弁当、菓子パンだけ、おにぎりだけの弁当にならないように配慮が必要です。



(参考)

## 小学校と中学校の給食の違い

| 区分             | 小学校の給食                      | 中学校の給食                                                                                        |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| メニューの種類        | 1種類                         | ルームメニュー 2種類<br>ボックスメニュー 2種類                                                                   |
| 弁当の持参          | アレルギー対応により可能な場合があるが、原則給食を喫食 | 可能                                                                                            |
| 会食場所           | 教室                          | ルームメニューの場合は、ランチルーム<br>ボックスメニューの場合は、教室<br>どのクラスがランチルームを使用するかについては、学校ごとに決める。                    |
| 予約の有無          | なし                          | 事前に予約が必要<br>(注文をしない場合は弁当持参となる)                                                                |
| アレルギー対応        | 除去食、副食の除去、単品の除去などの対応があり     | 小学校のような対応はなし<br>(アレルギー情報のみ公開)                                                                 |
| 調理をする場所        | 自校調理                        | 原則、民間工場                                                                                       |
| 献立の内容          | 副食は2～3種類<br><br>自校調理のため温かい。 | 副食は3～4種類<br>ラーメン、うどんなどのメニューがある。<br><br>食中毒の防止のため、副食は原則冷やしている。<br>米飯は温かい。<br>汁物、丼の具などは温かい場合あり。 |
| 配膳             | 児童が行う。                      | 調理業者が事前に行い、生徒が受け取り場所に取りに行く。                                                                   |
| 給食費<br>(令和5年度) | 1ヶ月 4400円                   | 1食320円(牛乳代は別)<br>(弁当の生徒も牛乳は飲む)                                                                |

### スクールランチ特別メニューの日

毎月「スクールランチ特別メニューの日」があり、季節や行事にあった楽しいメニューになっています。

### メニュー作りに参加

毎年、生徒が考えた献立の募集企画「こんなおかずがあったらいいな」を実施しています。

## 名古屋市立千鳥丘中学校へご入学されるお子様の保護者様へ

千鳥丘中学校の集金はゆうちょ銀行（郵便局）の通常貯金総合口座からの自動払込をご利用いただいております。

通帳はどちらの郵便局で作ったものでもかまいません。

郵便局民営化以前に作った通常貯金の通帳もそのままご利用いただけます。

☆ ゆうちょ銀行（郵便局）の通常貯金総合口座をお持ちのご家庭の方  
通帳の名義人は保護者の氏名のものでなくてもかまいません。（生徒名義も可）  
記載例のように自動払込利用申込書へ必要事項をご記入ください。

☆ ゆうちょ銀行（郵便局）の通常貯金総合口座をお持ちでないご家庭の方  
通帳の名義人は保護者の氏名のものでなくてもかまいません。（生徒名義も可）  
ゆうちょ銀行または郵便局の窓口で以下のものをご持参になり通常貯金総合口座のお申し込みをしてください。

- ・ 名義人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・ 印鑑（お届け印として使用するもの）
- ・ 名義人以外の方が窓口で手続きをする場合は、窓口へ行く方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）も必要です。

通常貯金総合口座をお申し込みになりましたら記載例のように自動払込利用申込書へ必要事項をご記入ください。

※ ゆうちょ銀行、郵便局の窓口営業時間は、月曜日から金曜日（祝祭日を除く）の午前9時から午後4時までです。

※ お問い合わせ先 名古屋池上台郵便局 電話 052-896-3330

## 【記載例】

## 通帳面（記入例）

**自動払込利用申込書** 自払申込

※太枠内にボールペンではっきりとご記入ください。  
 ※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。  
 ※組合口座通帳を併せて、ご提出ください。  
 私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。  
 私は自動払込み規定及びゆうちょ銀行所定の関係規定に同意の上、申し込みます。  
 なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。

郵便番号 (458-0801)

おところ **緑区鳴海町字山ノ神 108 番地**

フリガナ **チドリ タロウ**

おなまえ **千鳥 太郎**

日中ご連絡先 電話番号 **052-891-8601**

記号番号 **12100 12345678**

加入者 **※1 千鳥丘中学校 B**

口座番号 **12160-74532591**

|                                  |                                   |                                             |                                  |
|----------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 電気料金 20 | <input type="checkbox"/> 住宅使用料 25 | <input checked="" type="checkbox"/> 授業料等 29 | <input type="checkbox"/> 割賦代金 34 |
| <input type="checkbox"/> ガス料金 21 | <input type="checkbox"/> 公庫償還金 26 | <input type="checkbox"/> 購読料 31             | <input type="checkbox"/> 税金 35   |
| <input type="checkbox"/> 水道料金 22 |                                   |                                             |                                  |
| <input type="checkbox"/> 電話料金 23 |                                   |                                             |                                  |

「授業料等 29」に ☒ を入れる

申込開始月 **6 年 5 月** から 払込日 **毎月 27 日** (再払込日 日) 土・日・祝日の場合は 翌営業日

郵便番号 ( )

おところ **1 年 千鳥 さくら** ※ 生徒名を記入

※1 **<特別支援学級「F・G組」に入学予定の場合>**

**名古屋市立千鳥丘中学校**

**12030-19363521**

通帳（届け印）  
と同じ印鑑で

太線の枠内を  
ご記入ください。

記号 番号 **12100 12345678**

おなまえ **千鳥 太郎 様**

おところ (郵便番号 458-0801) **愛知県名古屋市長区鳴海町字山ノ神 108 千鳥 太郎 様**

株式会社 ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)

通帳作成地 東京都千代田区役所 1-3-2 株式会社 ゆうちょ銀行

通帳とお届け印とは、別々に提出してください。

「通帳やカードの紛失・盗難届のご照会先」 カード紛失センター 0120-794889

通常貯金ご利用の上限額 **10,000,000円**

課法

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は 次の内容をご指定ください  
 【店名】二一八 (読み ニイチハチ)  
 【店番】218 【預金種目】普通預金【口座番号】123456

- ・ 通帳を確認していただき、通帳の記号・番号、住所、氏名、電話番号等を利用申込書のお申込人の欄にご記入ください。
- ・ 通帳のお届け印を1枚目の所定の欄に押してください。
- ・ ご契約者の欄にはお子様の学年と氏名をご記入ください。
- ・ 記入事項を訂正した場合は、訂正個所にお届け印を押してください。

利用申込書と通帳、お届け印を持って、お近くの郵便局へ  
 ゆうちょ銀行、郵便局の窓口営業時間は  
 祝祭日を除く月曜から金曜の午前9時～午後4時です。

令和6年1月29日

保護者 様

名古屋市立千鳥丘中学校長

柴 田 裕 通

## 「緊急情報メール配信システム」へのご登録のお願い

お子様のご入学に向けて様々な面でご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、名古屋市立学校では、緊急情報メール配信システム「なごやっ子あんしんメール（登録商標：きずなネット）」が運用されています。裏面の「きずなネット 連絡網登録方法」に従って、お手持ちの携帯電話もしくはスマートフォン等からご登録いただきますと、学校や教育委員会からの緊急情報メールを受け取っていただくことができるようになります。

通常、学校から保護者の皆様へのご連絡は、主に文書で行っておりますが、緊急を要する場合は、メール（もしくは電話）で連絡をさせていただきます。保護者の皆様には、メールの即時性をご理解いただき、ぜひこの「緊急情報メール配信システム」（なごやっ子あんしんメール：きずなネット）にご登録いただきますようお願い申し上げます。なお、本校に、**新入生の兄や姉が在籍する場合は、新入生の新規登録の際に、改めて在籍するお子様全員のお名前を入力することになっております**ので、お間違えないようご登録ください。

また、裏面の「きずなネット 連絡網登録方法」にも記載がありますが、ご登録時に迷惑メール対策に関わる設定が正しくされていないと、学校等からのメールがお手元に届かない場合があります。このようなことを避けるため、携帯電話等のメールの受信設定において、「**@kizuna.chuden.co.jp**」の**ドメイン指定受信設定を行い**、常に受信ができる設定にしてください。設定方法がご不明の場合は、恐れ入りますが、ご契約されている携帯電話会社にお尋ねください。

また、登録等に関するお問い合わせは、恐れ入りますが裏面の右下に記載してあります「中部電力株式会社 きずなネット お客様サポート」へお願いいたします。

【※TEL（0120-342-089） E-mail（info@cep.jp）】

確実な情報伝達のため、保護者の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

連絡網名：千鳥丘中学校保護者連絡網

### Step.1 アプリのインストール・初期設定



- ① 左のバーコードを読んでください。
- ② 「きずなネット」をインストールして、アプリを開いてください。
- ③ 「アプリの利用規約」「プライバシーポリシー」に同意してください。
- ④ プロフィール登録設定をしてください。
- ⑤ 初期設定を完了してください。

連絡網の登録は下の Step.2 へ ▼

### Step.2 連絡網の登録(追加の登録・変更もこちらから)

- ① きずなネットアプリのホーム画面「きずなネット連絡網の登録はこちら」を押してください。
- ② 右の【登録用バーコード】を読んでください。
- ③ 表示された項目に沿って登録してください。
  - ・お名前の入力欄はフルネームで登録
  - ・グループ選択が表示された場合は受信希望のグループを選択
- ④ 登録状況を確認してください。
- ⑤ 「連絡網」でタブの表示を確認できたら完了です。

【登録用バーコード】



#### ○登録状況の確認 / 設定解除方法

アプリ画面右下の「設定」で登録状況の確認および設定の解除ができます。

#### ○ユーザ登録のお願い

ユーザ登録(TCID 登録)をしていただくと、機種変更でアプリを再インストールした場合でも、データを引き継いでのご利用が可能です。アプリ画面右下の「設定」から登録が可能です。

#### <メールでの受信方法>

- (1) 下記アドレス宛に空メールを送信します。

**m.ahdj.ngy@kizuna.chuden.co.jp**

- (2) 返信メールが届いたら、返信メール内の URL をクリック、画面項目に沿って登録します。  
※返信メールが届かない場合 @kizuna.chuden.co.jp からのメールが受信できるよう受信許可設定を確認してください。

#### ○追加登録 / 変更 / 解除方法

上記 (1) から追加登録 / 変更 / 解除が実施できます。

### 登録に関するお問い合わせ

きずなネット

検索

<http://kizuna.chuden.jp/help/>

☎ 0120 - 342 - 089  
平日 9:00 - 12:00 / 13:00 - 17:00

✉ [info@cep.jp](mailto:info@cep.jp)



中部電力

## 特別支援教育就学奨励費のお知らせ

名古屋市立の小中学校の特別支援学級などに就学している障害のある児童生徒については、世帯の所得に応じて、学用品費や学校給食費などを支給する「特別支援教育就学奨励費」制度を利用することができます。

**対象者** 次の1～3のいずれかに該当する方

- 1 特別支援学級の児童生徒
- 2 通級指導教室の児童生徒（3に該当する者以外のもの。交通費(通学費)のみ支給します。）  
※県立特別支援学校への通級も対象となります。
- 3 通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、**学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度**に該当するもの（詳細は裏面をご覧ください。）

### 補助対象の経費

（金額は令和5年度の額で、年額です）

| 区 分                                               | 小 学 校                            | 中 学 校                            |
|---------------------------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| ① 学 校 給 食 費                                       | 実 費 額 × 1/2                      | 実 費 額 × 1/2                      |
| ② 交 通 費（通 学 費）                                    | 実 費 額（注1）                        | 実 費 額（注1）                        |
| ③ 交 流 学 習 交 通 費                                   | 実 費 額（注1）                        | 実 費 額（注1）                        |
| ④ 修 学 旅 行 費                                       | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 10,790 円）     | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 28,860 円）     |
| ⑤ 校外活動費（宿泊を伴うもの）                                  | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 2,690 円）      | 実 費 額 × 1/2<br>（上限 2,635 円）      |
| ⑥ 校外活動費（宿泊を伴わないもの）                                | 実費額×1/2（上限 800 円）                | 実費額×1/2（上限 1,155 円）              |
| ⑦ 学用品・通学用品購入費<br>（令和6年2月～令和7年1月の購入分）              | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 5,820 円）  | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 11,370 円） |
| ⑧ 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費<br>（1年生のみ）<br>（令和6年4月までの購入分） | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 25,555 円） | 実 費 額 × 1/2（注2）<br>（上限 30,490 円） |
| ⑨ オンライン学習通信費<br>（認定Ⅰ段階のみ）                         | 実 費 額 × 1/2（注3）<br>（上限 7,000 円）  | 実 費 額 × 1/2（注3）<br>（上限 7,000 円）  |

- （注1）②③は、認定段階が第Ⅲ段階の場合は、「実費額×1/2」となります。最も経済的な通常の経路と方法により、原則公共交通機関の利用して通学する場合の交通費が対象です。その他事情がある場合はご相談ください。
- ・注2）⑦⑧は、購入実績に応じて支給します。支給に際し、**領収書（あて名と品名、金額）**の提出が必要となります。
- （注3）お子さんが通学している学校でタブレット端末等を活用した家庭学習を実施し、通信費、通信機器購入費・レンタル料の負担が生じる世帯が対象です。通信機器購入費・レンタル料の支給に際し、負担していることが分かる書類（契約書等）の提出が必要です。

### 認定段階の算定基準と補助経費

世帯の所得額と生活保護基準需要額の割合により認定段階を決定し、その認定段階により、補助する経費や金額が異なります。認定段階は、年度毎に決定します。

| 認定段階 | 算定基準                 | 補助対象の経費 |
|------|----------------------|---------|
| I    | 所得額が需要額の1.5倍未満       | ①～⑨     |
| II   | 所得額が需要額の1.5倍以上2.5倍未満 | ①～⑧     |
| III  | 所得額が需要額の2.5倍以上       | ②、③     |

### 第Ⅰ・Ⅱ段階の目安（生活保護基準需要額の2.5倍未満の所得額）

およそ次の所得額です。同じ世帯人数でも年齢構成などにより所得額は異なります。

| 世帯人数       | 2人世帯         | 3人世帯         | 4人世帯         | 5人世帯          | 6人世帯          |
|------------|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 世帯の所得額     | 473 万 4 千円   | 614 万 4 千円   | 721 万 8 千円   | 853 万 2 千円    | 931 万 9 千円    |
| （給与所得者の年収） | （646 万 8 千円） | （804 万 9 千円） | （916 万 8 千円） | （1048 万 2 千円） | （1126 万 9 千円） |

「特別支援教育就学奨励費」制度とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品費などを援助する「就学援助」制度があります。就学援助の方が手厚いため、就学援助の対象となる方は就学援助の申請されることをお勧めします。就学援助の認定をされた場合、原則③交流学習交通費を除き、他の費目は就学援助から支給されます。



通常の学級（通級指導教室を含む。）の児童生徒のうち、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当するもの（おもて面にある対象者の 3）の判定基準等

| 区分     | 障害の程度<br>(学校教育法施行令第 22 条の 3 の規定による基準)                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 判定方法                                                             | 必要書類                                                                  |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 視覚障害者  | 両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの<br>※ 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること                                                                                                                               | 身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のもののうち左の基準に該当すると医師が診断したもの | ①身体障害者手帳の写し<br>②医師の診断書（名古屋市指定の様式による。）<br>（②は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のもののみ必要） |
| 聴覚障害者  | 両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                  |                                                                       |
| 知的障害者  | 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの<br>2 知的発達の遅滞の程度が 1 の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの                                                                                                                                                                                                                              | 愛護手帳の療育判定が A のもの                                                 | 愛護手帳の写し                                                               |
| 肢体不自由者 | 1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記など日常生活における基本的な動作※ <sup>1</sup> が不可能又は困難な程度のもの<br>2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導※ <sup>2</sup> を必要とする程度のもの<br>※ <sup>1</sup> 日常生活における基本的な動作とは、歩行（車いすによる移動は含めない）、筆記をはじめ、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動等のこと<br>※ <sup>2</sup> 常時の医学的観察指導とは、特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること | 身体障害者手帳の等級が 2 級以上のもの又は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のものうち左の基準に該当すると医師が診断したもの  | ①身体障害者手帳の写し<br>②医師の診断書（名古屋市指定の様式による。）<br>（②は身体障害者手帳の等級が 3～6 級のもののみ必要） |
| 病弱者    | 1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※ <sup>1</sup> 又は生活規制※ <sup>2</sup> を必要とする程度のもの<br>2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※ <sup>2</sup> を必要とする程度のもの<br>※ <sup>1</sup> 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。<br>※ <sup>2</sup> 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること                                                        | 左の基準に該当すると医師が診断したもの                                              | 医師の診断書（名古屋市指定の様式による。）                                                 |

※ 複数の障害がある者については、障害が最も重いもので判断します。

【手続き】

- ★ 特別支援学級と通級指導教室の児童生徒については、6月上旬ごろに申請のご案内をします。
- ★ その他の児童生徒について、受給を希望される場合は、学校にお申し出ください。また、医師の診断書が必要な場合は、学校で必要書類を受け取り、医療機関にお持ちいただいて、診断書の作成を依頼してください。

制度の詳しい内容につきましては、通学先の学校又は名古屋市教育委員会学事課（TEL 972-3217）へお問い合わせください。

(中学校用)

## 特別支援教育就学奨励費支給対象品目一覧

この一覧は、各経費の支給対象品目の一例です。支給対象品目の判断に迷うような場合は、通学先の学校か、教育委員会学事課（TEL972-3217）へご相談ください。

|                            | 支給対象となる経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 支給対象とならない経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学用品                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・名札、校章</li> <li>・ノート、下敷き、筆箱、鉛筆削り</li> <li>・筆記用具（シャープペン、油性ペン等）</li> <li>・体育用靴、体操着、ゼッケン</li> <li>・上履き</li> <li>・柔道着</li> <li>・水筒、弁当箱</li> <li>・習字セット、絵の具セット</li> <li>・スクール水着、水泳帽</li> <li>・プール用バスタオル、ゴーグル</li> <li>・リコーダー</li> <li>・防災ずきん、雑巾</li> <li>・学校で徴収する教材費や実習等の材料費（学校で処理するので保護者の報告は不要）</li> <li>（その他、授業、学校生活で使用するもの）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体調管理に用いるもの（医療的ケア用品等）</li> <li>・メガネ</li> <li>・下着類、タイツ</li> <li>・おむつ</li> <li>・着替え用衣服</li> <li>・部活動に関するもの（ユニフォーム、スパイク等）</li> <li>・家庭学習用品（参考書、家庭学習用ドリル等）</li> <li>・修学旅行等で使う腕時計</li> <li>・卒業アルバムの経費</li> <li>・ＰＴＡ会費</li> <li>・学級写真の経費</li> <li>・日本スポーツ振興センター共済掛金</li> </ul> |
| 通学用品                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制服（通学用学生服、セーラー服）</li> <li>・通学用鞆</li> <li>・学校指定のベルト、リボン、靴下</li> <li>・通学用靴</li> <li>・雨靴、雨傘</li> <li>・レインコート、雨ガッパ、車いす用雨具</li> <li>・学校指定の防寒用ジャンパー、コート</li> <li>・防犯ブザー、反射材</li> </ul>                                                                                                                                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・手袋、マフラー</li> <li>・学校指定でない防寒用ジャンパー</li> <li>・                    //                    コート</li> </ul>                                                                                                                                                                    |
| 学オ<br>習ン<br>通ラ<br>信イ<br>費ン | <ul style="list-style-type: none"> <li>・タブレット端末等を活用した家庭学習に係る通信費、機器購入費・レンタル料（区分Ⅰのみ）</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               | 設置にかかる手数料、事務手数料                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

※「新入学児童生徒学用品・通学用品購入費（１年生のみ）」は、令和６年４月中までに購入したものが対象となります。

※「学用品・通学用品購入費」は、令和6年2月から令和7年1月中までに購入したものが対象となります。

※「オンライン学習通信費」は学校からオンライン学習開始の案内があった日付以降のものが対象となります。機器購入費・レンタル料については領収書が必要です。  
(通信費のみの場合は領収書は不要です。)

※ 公費で購入したものは対象外です。

- ★ 学用品や通学用品を購入される際には、**領収書を発行してもらい、失くさないように保管しておいてください。**
- ★ 領収書には、**あて名（保護者又は児童生徒の氏名）と品名、金額（複数ある時はすべての物品）を必ず書いてもらうようにしてください。**



# 千鳥丘中校則について

## 1. 校則のコンセプト

自分の力で未来を切り拓ける人間になろう

～「主体性」と「多様性」を大切にしたい学校づくり～

## 2. 具体的な校則 ※生徒手帳より抜粋

### 【制服】

#### ① プレザー

- ・ 学校指定のプレザーを着用する。
- ・ 前合わせは「スイッチモデル」であるため、自ら選択する。
- ・ 学校指定のボタンを付ける。

#### ② ボトムス

- ・ 学校指定のスラックス、スカートのいずれかを選択する。
- ・ ベルトをする際には、制服と合わせて着用するにふさわしいものを使用する。
- ・ スラックス着用の際は必ずベルトを使用する。

#### ③ シャツ類

- ・ 長袖のシャツ類については、無地の白色ニットシャツ（カッターシャツ）または無地の白色ポロシャツを使用する。

※ 長袖ポロシャツは学校推奨品あり

- ・ 半袖のシャツについては、学校指定の半袖ポロシャツ（襟裏紺色）を使用する。
- ・ シャツ類の前合わせは左右を問わない。

#### ④ 肌着

- ・ 制服からはみ出ないものを着用する。
- ・ 肌着は必ず着用すること。

#### ⑤ 靴下

- ・ 登下校や体育の授業等、活動に適したものを着用する。
- ・ 防寒目的で、タイツやストッキング等を着用してもよい。

#### ⑥ 体操服

- ・ 体操服も制服と同様に扱い、学校生活で着用してもよい。ただし、運動後は更衣できるように、必ず制服か体操服の着替えを用意する。

#### ⑦ その他

- ・ 衣替え期間は設けず、気温等を考慮して、制服を選択する。
- ・ 式日や行事日等に制服を指定することもあるため、半袖シャツとプレザーを必ず用意する。

- ・ 校内では一番上に着ている服に学校指定の名札を着用する。ただし、名札は学校保管とする。
- ・ 旧制服からの移行期間は本年度で終了のため、新制服を使用する。

#### 【はきもの】

- ・ 上ばきは学校指定のものを着用する。
- ・ 下ばきは登下校や体育の授業等、活動に適した運動靴を使用する。雨天時は長靴を使用してもよい。

#### 【防寒具】

- ・ コートをはじめとする防寒具は制服と調和し、安全なものを着用する。また、自分のロッカーに収まるものとする。
- ・ ブレザーの内側に着る防寒具は制服と調和する華美でないものとする。また、フード等がブレザーの上に出ないものとする。

※ 防寒具については、制服を最大限活用しても寒い場合のみ、着用する。また、校内では一番上に制服を着用する。

- ・ 手袋やマフラーなどその他の防寒具も着用してもよい。ただし、制服と調和する華美でないものとする。

#### 【通学カバン】

- ・ 登下校中のカバンは、学校指定の千鳥バックを使用する。
- ・ 千鳥バックに用具が入りきらないときのみ、スポーツバッグ等を使用してもよい。

#### 【頭髪】

- ・ 活動に適した、清潔感のある頭髪にする。

#### 【持ち物】

- ・ 金銭等の貴重品や学校生活に不必要なものは持ってこない。※携帯電話を含む
- ・ 自分のものには必ず記名し、自己管理を徹底する。

## 進路選択における推薦制度について

名古屋市立千鳥丘中学校

### ○ 推薦入試とは

学習成績だけでなく、日頃の学校生活の様子や秀でた特技など、教科の学習以外の成果等も考慮した上で、中学校長が推薦した生徒が出願できる入試制度です。

### ○ 推薦されるために必要な3つのこと

- A 推薦生徒としてふさわしい日常生活を送っている。
- B 各進学希望先が示す推薦の出願資格を満たしている。
- C 志望動機が明確で進学後の3年間、意欲的な学校生活を送ることができる。

#### A 推薦生徒としてふさわしい日常生活を送っている生徒とは

- 他人の迷惑にならない学校生活を送ることができている生徒。
- 正しい生活習慣で学校生活を送ることができている生徒。
- × いじめや暴力行為、器物破損やネットトラブルなど、他の生徒に迷惑をかけるような言動をする。
- × 校則に従わず、繰り返し注意しても改善することができない。
- × 学習態度が極めて悪く（学習用具の忘れ物、提出物の未提出、授業の活動に集中して取り組むことができず、居眠りや他ごとをする等）、繰り返し注意しても改善しない。
- × 明確な理由のない遅刻・早退・欠席を繰り返す。

#### B 各進学希望先が示す推薦の出願資格を満たしている生徒とは

- 上級学校が示す推薦の出願資格を満たしている生徒。
- ※ 推薦の出願資格は各学校によって異なります。しかし、多くの上級学校では、次のような行為を学校生活で認めていません。千鳥丘中学校では、次のような行為を行っている場合は推薦の出願資格を満たしていないものとします。
- ・ 染髪、パーマを施した髪型、極端または特殊な髪型
- ・ 化粧、ピアスをはじめとしたアクセサリー類を身に着ける

#### C 志望動機が明確で進学後の3年間、意欲的な学校生活を送ることができる生徒とは

- 自分の将来と向き合って、自分で進学先について考えられる生徒。